

**「新宿区 第 期 ホームレスの自立支援等に関する推進計画」(素案)に対する  
パブリック・コメントの実施結果について**

1. 実施期間

平成 21 年 12 月 15 日(火)から 平成 22 年 1 月 14 日(木)まで (31 日間)

2. 実施方法

- (1) 区広報紙(12月15日号)に素案の概要及びパブリック・コメントの募集を掲載。
- (2) 区ホームページに素案(全文)及びパブリック・コメントの募集を掲載。
- (3) 生活福祉課、保護担当課、地域福祉課、公聴担当課、区政情報センター、特別出張所、区立図書館にて素案(全文)を閲覧に供するとともに、概要版と意見用紙を配布。

3. 意見等の受付件数

受付けた意見等	3 件 (受付方法: 窓口持参 1 件、郵送 2 件)
延べ意見数	3 件

4. 意見等の内訳

全体構成に関する意見	1 件
各課題に関する意見	2 件

5. 意見の概要及び区の対応・考え方

別紙「新宿区第 期ホームレスの自立支援等に関する推進計画」(素案)に対するパブリック・コメントの実施結果のとおり

**「新宿区第 期ホームレスの自立支援等に関する推進計画（素案）」に対する  
パブリック・コメントの実施結果**

	意見等の概要	区への対応・考え方
1	<p>実施している事業が多く、読んでいて「これなんだっけ？」ということが多々ある。事業内容の説明の入った冊子が、別にあるとわかり易い。</p>	<p>ホームレス対策では、区民をはじめホームレス問題にかかわる様々な主体(ステークホルダー)が相互理解を深めながら地域福祉を推進することが重要です。</p> <p>-3-(8)「人権啓発」では、第 期推進計画を活用した啓発に取り組むこととしています。ご意見を踏まえて、計画書に用語を説明するページを加え、制度や事業内容が、よりわかり易くなるよう工夫します。</p> <p>また、-3-(6)-「ホームレス自立支援ハンドブックの作成」にあたっても配慮します。</p>
2	<p>年末年始にかけて行われた「年末年始生活総合相談」いわゆる「公設派遣村」は、この推進計画とどのような関係になるのか。</p> <p>失業や住宅喪失の問題を単に年末年始だけで解決できるのか。</p> <p>また、国の責任と役割を明確にすべき。44ページの「国の役割」として具体的に要望するべき。</p>	<p>ご意見のとおり雇用や住宅対策は、国の責任と役割です。</p> <p>-2-(3)「国の役割」に「生活総合相談は広域的・総合的な取組みを要望します。」として下記のように具体的に書き加えます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国は、平成21年から22年の年末年始に大規模施設を確保し、ハローワークを通年で開所し「生活総合相談」を実施しました。施設の実質的な運営は東京都が担い、800名を超える人が入所しました。しかし、職と住まいを失った人たちが、年末年始の短期間で自立への道筋を確かなものにするのは難しかったようです。</p> <p>そのため、多くの人たちが東京都の臨時宿泊施設に入所後、生活保護を受給し、住宅の確保や就職活動など、自立への道を歩み始めました。</p> <p>入所者が当初の想定を大幅に上回ったこと、年末年始の限定した期間の実施だったこと、就労や住宅の確保のためのセーフティーネットのあり方など、様々な課題が浮き彫りになりました。</p> <p>国は、自治体の意見を十分取り入れた、広域的かつ総合的な取組みを実施すべきです。</p> </div>
3	<p>昨年末から今年にかけての「公設派遣村」では、日比谷の派遣村と同様にホームレス対策の対象者が、多く入所した様子が報道されていた。ほとんどの人が生活保護を受け、アパートでの生活を進めているとのことだが、それでは今までのホームレス対策とは一体何だったのか。</p> <p>一口にホームレスと言っても、「雇用・住宅」の支援だけを必要とする人と、難しい問題を抱える人では、支援のあり方や方法が違うのが当然だと思う。メリハリの効いた仕事をしてほしい。</p>	<p>現下の厳しい経済・社会情勢の中、「就労・住宅対策」や「ホームレス対策」の施策が、対象者のニーズに十分対応しきれていない現状があります。</p> <p>そのため第 期推進計画では、-3「ホームレスの定義とタイプ」で、ホームレス及びホームレス生活を余儀なくされるおそれのある人を三つのタイプに整理し、-3「具体的な施策の推進」において、タイプ別にホームレスの人々のニーズを把握し、適切な社会資源に結びつけることを明確にしています。</p>